

検診業務委託契約書

小郡市（以下「甲」という。）と、社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関わる法律（平成１０年法律第１０４号。）第５３条の２に規定する定期の健康診断及び、健康増進法（平成１４年法律第１０３号。）第１９条の２の規定に基づくがん検診等について、次の条項により業務委託契約を締結する。

（委託業務）

第１条 甲は、次の各号の業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

（１）肺がん読影（X線間接フィルム読影）

（２）精密検査（結核）

（３）婦人科がん検診

ア 子宮がん検診（問診、視診、内診、子宮頸部の細胞診）

イ 乳がん検診（問診、視診、触診）

（業務の対象者）

第２条 業務の対象者は、別表第１に定める小郡市に居住地を有する者とする。

（履行期間）

第３条 履行期間は、平成２２年６月１日より平成２３年３月３１日までとする。

（自己負担金の徴収）

第４条 婦人科がん検診を実施した際には、別表第２に定める自己負担金（以下「自己負担金」という。）を受診者から徴収するものとする。

（委託単価）

第５条 業務の委託単価（以下「委託単価」という。）は、別表第３に定めるとおりとする。

（委託料）

第６条 業務の委託料は、別紙平成２２年１月２２日付２１小健第１７０７号に基づき、次の各号のとおりとする。

（１）肺がん読影 委託単価×実施人数×０．９５

（２）精密検査（結核） 委託単価×実施人数×０．９５

（３）子宮がん検診 （委託単価－自己負担金）×実施人数×０．９５

（４）乳がん検診 （委託単価－自己負担金）×実施人数

（支払い）

第７条 乙は、業務の終了後、その実績に応じて甲の指定する様式により、甲に委託料を請求するものとする。

２ 甲は、前項の規定による請求を受理した日から起算して３０日以内に、委託料を支払わなければならない。

（個人情報の取扱い）

第8条 乙は、本契約に係る業務に関連して知り得た情報を、本契約の存続期間中はもとより、本契約終了後といえども第三者に洩らしてはならない。

2 乙は、業務上知り得た情報については、その管理・保管に十分留意し、事故等による漏えいの防止に必要な措置を講じなければならない。

（損害賠償請求時の協力）

第9条 甲は、業務に従事した医療機関が、受診者から損害賠償請求を提訴された場合は、乙の要請に基づき全面的に協力する。

（協議事項）

第10条 本契約に定めのない事項又は本契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議のうえ定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成22年6月1日

甲 福岡県小郡市
代表者 小郡市長 平 安 正 知

乙 福岡県小郡市上岩田1246番地
社団法人小郡三井医師会
会 長 蒲 池 壽

別表第 1（第 2 条関係）

項 目		対象者 (平成 22 年 4 月 1 日現在の年齢)
肺がん検診		40 歳以上の人
婦人科がん検診	子宮がん検診	20 歳以上の偶数年齢の女性 25 歳、35 歳の女性
	乳がん検診	30 歳から 39 歳、及び 40 歳以上の偶数 年齢の女性 45 歳、55 歳の女性

別表第 2（第 4 条関係）

項 目	自己負担金
子宮がん検診	1,000 円
乳がん検診	500 円
減免対象者	・平成 22 年 4 月 1 日現在で 70 歳以上の人 ・高齢者医療確保法第 50 条の規定による後期高齢者医療の被保険者 ・生活保護法による被保護世帯の人 ・市民税非課税世帯の人 ・女性特有のがん検診推進事業の対象者

別表第 3（第 5 条関係）

項 目		一人当たり委託単価
肺がん読影（X 線間接フィルム読影）		530 円（消費税含む）
精密検査（結核）		2,310 円（消費税含む）
婦人科がん検診	子宮がん検診	6,820 円（消費税含む）
	乳がん検診	2,000 円（消費税含む）

別紙（第 6 条関係）

21 小健第 1707 号
平成 22 年 1 月 22 日

小郡三井医師会
会長 丸山 泉 様

小郡市長 平安正知
（健康課健康推進係）

平成 22 年度小郡市保健事業における小郡三井医師会委託料について

日頃より当市の保健行政にご協力いただき、深く感謝いたします。

当市では平成 14 年 4 月に策定した小郡市行政改革大綱に基づき、市民の福祉とサービスの向上のために行政改革を進めています。

これまで、事務事業及び組織機構の見直し、定員及び給与の適正化、情報化の推進など数々の改革を実施し、一定の成果をあげてきたところです。しかしながら、本市の財政を取り巻く環境の悪化は三位一体改革による地方交付税、臨時財政対策債の減額など予想を大きく上回る規模とスピードで進み、今後も極めて厳しい状況が予想されるものでございます。このような状況の中、平成 18 年度から財政構造対策緊急計画に基づき、医師会委託料におきましても 10%減額をお願いしてきたところでございます。

平成 22 年度予算の編成に当たり、委託料の復元につきまして下記のとおりお願いするものでございます。何卒当市の財政事情をご高配の上、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

1. 減額する委託料の種類

子宮がん検診委託料、肺がん検診読影委託料、結核検診精密検査委託料
予防接種手技料委託料

2. 減額の割合 委託料の 5 %

3. その他 今後も委託料の決定につきましては、予算編成時、双方で協議し確認することとさせていただきます。